



2024年10月25日

各位

会社名 株式会社 イメージワン
代表者名 代表取締役社長 川倉 歩
(コード番号 2667 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 武井 保人
(TEL 03 - 5719 - 2180)

(開示事項の経過) 特別利益及び特別損失の計上見込みに関するお知らせ

当社は、2024年9月期第4四半期決算(2024年7月1日～2024年9月30日)及び2025年9月期第1四半期決算(2025年10月1日～2025年12月31日)において、特別利益及び特別損失を計上する見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特別利益及び特別損失の内容

当社は、2024年5月17日付「特別利益及び特別損失の計上見込みに関するお知らせ」及び2024年9月20日付「(開示事項の経過) 特別利益及び特別損失の計上見込みに関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、再生EVバッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引(以下「本蓄電池取引」といいます。)に関して、2024年1月16日付「(開示事項の経過) 第三者委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、第三者委員会より本蓄電池取引の実在性に関する指摘を受け、その指摘から当社は当該取引における各契約の見直しを行い、当社が直接関与している契約の一部を解除し、その結果、特別利益及び特別損失の計上見込みに関するお知らせを行いました。

当社は、その後も本蓄電池取引の見直しを継続して行ってまいりましたが、本日受領した契約書に対する当社側の押印が完了し、当社が直接関与している契約の一部を更に解除することとなりました。その結果、2024年9月期第4四半期会計期間においては、契約解約益21,522千円を特別利益として、契約解約損12,870千円を特別損失として(差益8,652千円)計上する見込みです。また、2025年9月期第1四半期会計期間においては、契約解約益5,244千円を特別利益として、契約解約損3,135千円を特別損失として(差益2,109千円)として、それぞれ計上する見込みです。

なお、第三者委員会の指摘を踏まえ、当該取引に関連して当社が当該取引先から受領した代金を仮受金に計上するとともに、当社が取引先へ支払った代金を仮払金として計上しておりましたが、今回の特別利益及び特別損失計上の結果、上記で記載した仮受金及び仮払金それぞれの残高も減少することとなります。

2. 業績に与える影響

本件による当社の2024年9月期業績予想に与える影響につきましては、現在精査中ではありますが、本蓄電池取引における各契約の見直しを当社は継続して行っていることから、今後、公表すべき事項が生じた場合は、速やかに開示いたします。なお、2024年4月23日に公表いたしました2024年9月期連結業績予想には、当該特別利益及び特別損失を含んでおりません。

以上